

# 千曲市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和4年4月

千 曲 市

## 1. 目的

千曲市耐震改修促進計画に基づき定めた目標の達成に向けて、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、千曲市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2. 位置付け

アクションプログラムは、千曲市耐震改修促進計画 第2「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」に基づき策定する。

## 3. 対象地域

アクションプログラムの対象範囲は、千曲市内全域とする。

## 4. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)より前に新築工事に着手した個人の戸建住宅（賃貸住宅を除く）とする。

## 5. 計画期間

令和3年度から令和7年度までとする。

## 6. 取組内容

### (1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・対象となる住宅所有者に対して、戸別訪問し、住宅耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。(未診断者にダイレクトメールH21～H25、H30～R2の2回実施済み)
- ・予期せぬ事態により戸別訪問が困難な時は、ダイレクトメールによる住宅耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。
- ・地域組織を通じて住宅耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

### (2) 耐震診断実施者に対して耐震改修を促す取組

- ・市の耐震診断士派遣事業において、耐震診断を実施した所有者に対し、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。
- ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

### (3) 耐震改修事業者等の技術力向上を図る取組

- ・県及び関係団体等と連携し、耐震改修事業者向け講習会を開催し、改修事業者の技

術力向上に努める。

- ・住宅所有者から耐震改修事業者への接触を用意するため、耐震改修事業者リストを公表する。
- (4) 一般に対して耐震化の必要性に係る普及・啓発
- ・市の広報紙、ホームページ等により周知する。
  - ・防災訓練、イベント等の開催時に、住宅耐震化に関するブース展示を年 1 回以上行う。ただし、予期せぬ事態によりブース展示ができない場合は、日本建築防災協会のホームページのコンテンツをみてもらうよう働きかけを行うことでブース展示の代替とする。
  - ・耐震化支援補助制度の内容が記載されたチラシ等を配布する。

## 7. 令和 4 年度の実施目標

- (1) 木造住宅耐震診断 60 件
- (2) 木造住宅耐震改修工事 5 件

## 8. 過去の補助実績（過去 5 年）

年 度	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
木造住宅耐震診断(件)	17	65	79	80	58
木造住宅耐震改修工事(件)	1	2	2	4	5

## 9. 実績及び自己評価の公表

千曲市公式ホームページで公表する。